

基本仕様書

1 はじめに

本仕様書は、公募型プロポーザル方式により事業者を募集するために、調達する什器に区が求める基本的な仕様を示したものである。したがって、契約締結の際の仕様書については、本仕様書を基本としながらも、事業者からの提案内容や区と協議の上決定した内容を反映させたものとする。

応募者には、「3 本件の目的」や現地見学会で気づいた改善点等を踏まえて、より良い機能やデザインの製品を提案されることを期待する。

2 件名

戸籍住民課窓口カウンター等の製作

3 本件の目的

本件は、来庁者スペースの利便性・快適性及び区の事務効率の向上に資するカウンター等の什器類を戸籍住民課の現状を踏まえて製作し、更新することを目的とする。

4 納期

令和9年1月8日（金）まで

ただし、掲示板を除く製品の納品（設置を含む。）は、令和8年12月30日（水）から令和9年1月3日（日）までのうちの3日程度を予定する。

5 納入場所

戸籍住民課 文京シビックセンター2階
文京区春日一丁目16番21号

6 調達する什器の概要

什器の種類	形状	数量
窓口カウンター	直線カウンター	1式
飛沫飛散防止用スクリーン		26台
記載台	両面・ハイタイプ	4台
	片面・ハイタイプ	2台
	片面・ロータイプ	2台
掲示板	W3,000mm程度×H1,000mm程度	1面

7 規格・仕様

什器の基本的な規格及び仕様についてはおおむね次のとおりとするが、詳細については、提案内容に基づき、区と契約候補事業者で協議の上決定する。

(1) 窓口カウンター

① 全長

- ・ 31,000mm 程度（カウンターではない通路部分 1,200mm 程度を含む）
- ・ 詳細は別紙「カウンター分割構成」参照

② 分割構成

- ・ 別紙「カウンター分割構成」参照
- ・ 納入場所への搬入や将来的なレイアウト変更の容易性を考慮し、1ユニット当たり W1,000mm～2,000mm 程度の分割構造とし、各ユニットは強固に連結し、天板の継ぎ目が目立たないように設置すること。
- ・ 将来的なカウンターの増設や分割構成の見直しが容易なものとする。

③ 配線管理

カウンター全幅にわたる横通し配線ダクトを執務側カウンター内部に設置すること。

④ 天板

- ・ 東京の木多摩産材（多摩産材認証協議会が認証したヒノキ又はスギ）で、等級は「上小節以上」のものの使用を必須とし、塗装は鉛筆硬度で 2H～3H 程度以上の硬さの高硬度セラミックウレタン塗装又はそれに準じた塗装方法とすること。
- ・ 意匠維持のため、木目や色が極端に異ならないよう、同ロット又は同等の色味の木材を選別すること。
- ・ 分割カウンターごとに配線孔を加工すること。

⑤ パネル

- ・ 別紙「カウンター分割構成」に従って、プライバシー等に配慮した適切な寸法のエンドパネル、連結パネル、仕切りパネルを設置し、パネルには区が指定するカウンター番号をレーザー刻印又は焼印にて表示したサイン表示板を取り付けること。
- ・ サイン表示板は、東京の木多摩産材（多摩産材認証協議会が認証したヒノキ又はスギ）で、等級は「上小節以上」のものの使用を必須とする。
- ・ サイン表示板は交換が容易にできるものとする。
- ・ パネルは可能な限り可動式とし、カウンターの増設や分割構成の見直しを区が容易にできるものとする。

(2) 飛沫飛散防止用スクリーン

- ・ 別紙「カウンター分割構成」にある各カウンターに合った置き型の飛沫飛散防止用スクリーンを全カウンターに設置する。
- ・ スクリーン越しに書類の受け渡し可能なスペースを設けること。
- ・ 本スクリーンの支柱又はフレーム若しくはその両方への、東京の木多摩産材（多摩産材認証協議会が認証したヒノキ又はスギ）で、等級は「小節以上」のものの使用を必須とする。

(3) 記載台

《共通仕様》

- ・ 天板は、東京の木多摩産材（多摩産材認証協議会が認証したヒノキ又はスギ）で、等級は「上小節以上」のものの使用を必須とし、塗装は鉛筆硬度で 2H～3H 程度以上の硬さ

の高硬度セラミックウレタン塗装又はそれと同等の高度を有する塗装方法とする。

- ・ 照明など電源を必要とする機能は付帯しないこと。

① 両面・ハイタイプ

- ・ W1,600mm 程度×D900mm～1,000mm 程度×H1,000mm 程度のものであること。
- ・ 両面それぞれの正面に、A4 判縦の用紙を 7 枚以上掲出できる掲示板を設置すること。
- ・ 両面それぞれに、A4 判縦の用紙を 10 種類以上配置できる帳票ケース 1 点、ペンホルダー 2 点を設置すること（カレンダー、朱肉及び書き損じ入れは不要）。
- ・ 帳票類の在庫を保管できるスペースを有すること。

② 片面・ハイタイプ

- ・ W1,600mm 程度×D450mm 程度×H1,000mm 程度のものであること。
- ・ 正面に、A4 判縦の用紙を 7 枚以上掲出できる掲示板を設置すること。
- ・ A4 判縦の用紙を 10 種類以上配置できる帳票ケース 1 点、ペンホルダー 2 点を設置すること（カレンダー、朱肉及び書き損じ入れは不要）。

③ 片面・ロータイプ

- ・ W900 程度×D450mm 程度×H700mm～750mm 程度で、車椅子を利用する方が利用しやすいものであること。
- ・ 正面に、A4 判縦の用紙を 4 枚以上掲出できる掲示板を設置すること。
- ・ A4 判縦の用紙を 10 種類以上配置できる帳票ケース 1 点、ペンホルダー 1 点を設置すること（カレンダー、朱肉及び書き損じ入れは不要）。

(4) 掲示板

- ・ W3,000mm 程度×H1,000mm 程度
- ・ 掲示板面は、白色系でマグネットが使用できるものであること。
- ・ 枠ぶちは、東京の木多摩産材（多摩産材認証協議会が認証したヒノキ又はスギ）で、等級は「小節以上」のものを使用を必須とする。
- ・ 区が指定する来庁者待合スペースの壁面に設置すること。

(5) 東京の木多摩産材の使用

- ・ 東京都の「公共施設への多摩産材利用促進プロジェクト事業補助金」を活用する予定のため、東京の木多摩産材を使用する什器の製作に当たっては、日常的に来庁者の目に触れられる箇所に東京の木多摩産材を使用するとともに、個々の製品ごとに「東京の木多摩産材の使用量が使用される木材の 30%以上」となるようにすること。
なお、窓口カウンターについては、カウンター本体とパネルを合わせて 30%以上となれば差し支えない。
- ・ 東京の木多摩産材を使用した什器については、製品ごとに区が指定するロゴマーク等を区が指定する箇所にレーザー刻印又は焼印にて表示すること。窓口カウンターについては、1 ユニットごとに表示すること。
- ・ 区の求めに応じて補助金の申請等に必要な書類の作成及び提出に協力すること。

8 什器の設置

- (1) 什器は、納入場所内の区が指定する場所に安全に使用できるように設置すること。特に、パネル及び飛沫飛散防止用スクリーンについては、ぶつかっても容易に倒れないようにすること。
- (2) 具体的な設置箇所の状況については、現地見学会などの際に確認すること。
- (3) カウンターの設置に当たっては、既存カウンターの撤去を行うとともに、既存カウンター下のタイルカーペット（約 87.5 m²（35m×2.5m））を新しい同等品のタイルカーペット（1枚：W500mm×D500mm）に張り替えること。
なお、色合いについては、区と協議の上決定すること。

9 納品

- (1) 納品に係る諸費用（配送、組立、設置、下取り等）は、全て本契約に含むものとする。
- (2) 梱包資材は、受注者が回収の上、関係法令に基づき適正に処分すること。
- (3) 万が一、施設等に傷をつけた場合には、事業執行担当者に報告し、速やかに原状に復すること。
- (4) 納品に際し、次に掲げる既存の製品を下取り（令和2年3月30日付環循規発第2003301号における「下取り」をいう。）し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づき適正な処分を行うこと。また、事業執行担当者の求めに応じ、産業廃棄物管理票の写しを提示すること。

品名	寸法	数量
窓口カウンター （付属するハイカウンターユニット、パネル及び飛沫飛散防止用スクリーンを含む）	直線カウンター 全長約 29,700mm D1,000mm×H700mm 一部にハイカウンターユニットが設置されている箇所あり	1式
記載台	ITOKI VBA-121-94 W950mm×D950mm×H950mm	4台
	ITOKI VBA-123-94（半楕円形） φ950mm×H950mm	8台
	車椅子用記載台 W900mm×D480mm×H750mm	1台
タイルカーペット	約 87.5 m ² （35m×2.5m） 1枚当たり W500mm×D500mm で 350枚相当	—

10 支払方法

検査合格後、受注者の請求書に基づき一括で支払うものとする。

11 その他

- (1) 本仕様書の内容に疑義が生じた場合には、区契約事務担当と協議の上決定する。

- (2) (1)に関することを除く契約履行上の打合せ事項に関しては、事業執行担当者で行うこと。
- (3) 本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）の外、各県条例に規定するディーゼル車規制に適合する自動車とすること。
- なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。
- (4) 本契約の履行に当たってハイブリッド車等の自動車を使用し、又は使用させる場合は、車両接近通報装置を備えた自動車を使用するよう努めること。
- (5) 本契約の履行に当たり、個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）を遵守すること。
- (6) 本契約の履行に当たり、文京区情報セキュリティに関する規則（平成 15 年 6 月文京区規則第 50 号）を遵守すること。
- (7) 本契約の履行に当たり、文京区公共の場所における喫煙等の禁止に関する条例（平成 20 年 9 月文京区条例第 45 号）を遵守すること。
- (8) 本契約の履行に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）を遵守し、また、文京区における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領（平成 28 年 3 月文京区訓令第 13 号）の目的等を顧慮し、障害者に対し、障害を理由とした不当な差別的取扱いをしないこと。また、障害者から社会的障壁の除去を求められた際に、その実施に伴う負担が過重でないときは、合理的な配慮をすること。
- (9) 本契約の履行に当たっては、文京区男女平等参画推進条例（平成 25 年 9 月文京区条例第 39 号）第 7 条及び「性自認および性的指向に関する対応指針（令和 3 年 3 月 31 日付 2020 文総総第 1777 号）」を踏まえ、性別（性自認及び性的指向を含む。）に起因する差別的な取扱いを行わないこと。

12 連絡先

契約事務担当：総務部契約管財課契約係

電話 03-5803-1150

事業執行担当者：区民部戸籍住民課管理係 吉田

電話 03-5803-1175

カウンター分割構成

1 カウンター本体規格

W（幅）：1,600mm…①②⑨～⑪、1,300mm…⑫～⑰、1,000mm…③⑱～⑳、800mm…④～⑧

D（奥行き）：900～1,000mmの範囲内（より1,000mmに近い方が望ましい）

H（高さ）：700～740mmの範囲内

- * D（奥行き）とH（高さ）については、全カウンター同一とする
- * W（幅）については、パネル取付前のカウンター幅であり、有効寸法が設置パネル厚分減少することは差し支えない
- * H（高さ）は、床から天板表面までの寸法とする

2 カウンターのカスタマイズ

カウンター④～⑧

カウンター本体の上に、次の規格の着脱可能なハイカウンターユニットを設置

W（幅）：800mm

D（奥行き）：カウンター本体の奥行からマイナス200mm程度（来庁者側に200mm程度の荷物置きを設ける）

H（高さ）：250～300mmの範囲内

- * W（幅）については、パネル取付け前のカウンター幅であり、有効寸法が設置パネル厚分減少することは差し支えない
- * H（高さ）は、カウンター本体の天板表面からハイカウンターユニット天板表面までの寸法とする

カウンター⑨⑩

カウンター本体の上に、次の規格の着脱可能なハイカウンターユニットを設置

W（幅）：800mm

D（奥行き）：450mm程度（来庁者側に200mm程度の荷物置きを設ける）

H（高さ）：250～300mmの範囲内

- * W（幅）については、パネル取付前のカウンター幅であり、有効寸法が設置パネル厚分減少することは差し支えない
- * H（高さ）は、カウンター本体の天板表面からハイカウンターユニット天板表面までの寸法とする

3 パネル

下記の分割構成図の二重線はパネルを表し、カウンター⑪～⑰はL型パネル、それ以外はI型パネルとする

連結	幅mm
1 (①～③)	4,200
2 (④～⑰)	16,600
3 (⑱～⑳)	9,000
通路 (2か所)	1,200
計	31,000



